~PCB廃棄物の処理の段階ごとの届出書類について~

| | 処理の段階 | 提出が必要な書類等 |
|---|----------------------|---|
| 1 | PCB廃棄物・PCB含有電気工作物の発見 | 1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(様式第1号) • PCB含有濃度が不明の場合 ⇒ 届出書の対象機器の濃度区分を「不明」としてください。 • PCB廃棄物の保管中は、処分が完了するまで毎年度6月30日までに届出が必要です。 2) PCB廃棄物等、及び保管状況(保管場所、保管容器等)の写真 |
| 2 | 処分までの適正保管 | ・写真については最新の保管状況を撮影したものをご提出ください。 3) PCB濃度の分析証明書などの写し ・PCB含有濃度の測定を行った場合には、届出書の対象機器の濃度区分にPCB濃度を記載し、分析証明書などの写しを添付してください。 |
| 3 | 収集運搬・処分委託契約の締結 | 1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の 廃棄終了届出書(様式第4号) ・PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から20日以内に届出が必要です。 2) 処分委託契約書の写し |
| 4 | PCB廃棄物の処分完了 | 1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(様式第1号) ・届出書の第2面④に処分した実績を記載してください。 2) マニフェスト伝票のD票またはE票の写し |

PCB廃棄物の処理期限は令和9年(2027年)3月31日までです。期限内処理に向けて計画的なご対応をお願いいたします。

